

京都府告示第203号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。）
第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成30年4月6日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
1	雑誌	本当にあったHな体験教えます	株式会社リイド社	条例第13条の2第1項第1号該当
2	〃	エッチな人妻女盛りは性欲盛り	株式会社一水社	〃
3	〃	いたずら彼女の魅惑のスキマ	株式会社コアマガジン	〃
4	〃	裏グッズコレクション2017	株式会社ダイアプレス	条例第13条の2第1項第3号該当